

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に関する回答

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答)

社会保障施策を展開していくうえにおいては、厳しい財政状況の中、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、高齢者・障害者の皆さんの福祉の向上に努めてまいります。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答)

現下の厳しい経済情勢に対応するため、政府は総額 131 兆円規模の経済対策を講じ、都道府県や市町村にも、経済対策に係る各種の臨時交付金等が交付されています。

当市においても、この臨時交付金等を活用した各種の事業費を平成 20 年度の 3 月補正予算並びに平成 21 年度の当初予算及び 6 月補正予算に計上し、今 9 月定例会にも予算案を提出したところであります。

しかし、今後地方分権を推進していく上では、臨時交付金の恒久化ではなく、地方が担う事務と責任に見合う税源配分の実現とともに、税源の偏在性が少なく安定的な税収の確保が必要であると考えます。

なお、政府への要望については、市長会などを通じ、各市と同一歩調により行っていく考えであります。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

(回答)

導入の予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答)

保険料の減免は、所得段階 3 段階を対象とした減免を行なっています。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

高齢者に対する訪問介護サービスの利用料減免は、平成 17 年度から国の制度は廃止されていますが、低所得世帯の方には引き続き 5% の減免を行なっています。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

(回答)

適切な介護認定を行なうために、厚生労働省が示した基準に沿って、認定調査や介護認定審査を行なっています。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(回答)

要介護認定の基準の見直しについては、説明用資料を作成して、認定調査の折に、家族・関係者に説明をしています。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

(回答)

認定調査員については、厚生労働省主催の研修会への参加及び厚生労働省が作成したテキストやDVDを使用して、市の担当者が研修会を実施します。

また、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者には、市が開催する連絡会等で周知していきます。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

第4期介護保険事業計画にそって、平成22年度に認知症対応型共同生活介護1か所、平成23年度に認知症対応型共同生活介護1か所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1か所を予定しています。

江南市社会福祉法人の助成に関する条例と、江南市地域密着型施設整備事業補助金交付要綱を設けています。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

適正な人材確保、サービスの向上などを図るため、全国市長会が国へ要望書が出されています。また、研修については、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネージャーが自主的に行なっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)

配食サービスは、月曜日から金曜日までの週5日、昼夜選択制で実施しています。また、20年度において1地区でふれあい給食会を実施していますが、この状況を見て検討していきます。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答)

85歳以上の方には、タクシー料金の助成を行なっています。また、タクシーを利用しているこまいCAR(定期便・予約便)を運行しています。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答)

市の補助団体である社会福祉協議会が現在、市内10か所の「いきいきサロン」に対し助成を行っています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

要支援2以上の方を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

平成18年度に要支援2以上で障害者手帳を持っていない方で、申請のあった方に認定書を送付しました。しかし、要介護認定を受けている方の全ての方が税法上の被扶養者ではありませんし、障害者控除の対象者でもありませんので、必要の無い人にまで「障害者控除対象者認定書」や「障害者控除対象者認定申請書」を送付することに伴う窓口での混乱が予想されたことや、19年度以降は、前年度の証明書で申告していただけるようになったことなどから、新しく認定を受けたり、介護度が重度になったり、紛失された方には申し出ていただくよう広報で周知しました。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

市独自の対応は困難です。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

(回答)

市独自の対応は困難です。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答)

後期高齢者広域連合との十分な協議を行っていきます。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

市独自の対応は困難です。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(回答)

県内他市町の状況を見ながら、今後の検討課題としたい

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

20年度から小学校1年生までを拡大して、現物給付(窓口無料)で実施しています。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(回答)

妊産婦健診については、本年2月より産前14回産後1回を公費負担といたしました。超音波検査については、現在35歳以上の方に1回実施していますが、国が示す標準的な検診内容では超音波検査4回が含まれていることから統一した検診内容にするよう県内各市調整中であります。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

(回答)

ヒブワクチンの接種方法は生後2か月から1歳までに3回接種しその後1年後に1回接種します。計4回の接種が必要となりますが、輸入ワクチンのため、供給量が少なく安定供給ができないことが課題であります。助成については供給体制が整備できた段階で検討したいと考えます。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。

また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答)

就学援助の対象基準は別紙のとおりです。また、申請の受付は、学校だけでなく市教育委員会の窓口でも受け付けています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答)

限度額の引上げは行いましたが、保険税率の引上げは行っておりません。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答)

新たな減免制度は困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
(回答)

平成21年度より減免対象といたしました。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

前年所得金額が400万円以下の基準に拡大し対応しています。なお、所得減少減免については、経済状況の変化に伴う急激な所得減少についても対象としております。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

福祉医療対象者および中学生以下の児童には交付はしておりません。現在の交付者は1名であり、慎重な取扱いをしております。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(回答)

分納誓約等で約束どおり納付されている方には、正規の保険証の交付をしています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答)

納税者と十分納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(回答)

平成21年度より対象者といたしました。また、7月号の広報に掲載をして住民への周知もいたしました。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

(回答)

市独自の軽減策として、居宅介護事業では所得税非課税者に対する利用者負担を5%に軽減しています。また、児童デイサービスにつきましても独自の負担額を設定し軽減を行っています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

(回答)

市独自の軽減策として、移動支援では所得税非課税者に対する利用者負担を5%に軽減しています。また、地域活動支援センターにつきましても独自の負担額を設定し軽減を行っています。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答)

ケアホーム・グループホームの建設など社会福祉施設整備に対する補助を、実施していません。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料として下さい。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施して下さい。

(回答)

特定検診については、平成20年度と同様、基本項目に加え、原則、必要な人のみである詳細項目を全員に行うこととし、1,000円の自己負担を徴収しています。乳がん、子宮がん検診は今年節目年齢の方に対し、国庫補助を受けて、検診費用を無料とする女性特有のがん検診推進事業を実施しています。その他のがん検診・歯周疾患検診の自己負担については、受益者負担の考え方や財政上の問題があり、無料化は困難です。通年実施についても医師会・歯科医師会との調整など多くの課題があります。個別・集団の両方式については、がん検診は実施しておりますが、特定検診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託です。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施して下さい。

(回答)

現在、40歳未満の方についてはフレッシュ健診にて自己負担1,000円で年2回検診を行っています。自己負担の無料化については、受益者負担の考え方や財政上の問題があります。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにして下さい。

(回答)

現在は、5歳ごとの節目年齢の方に対して無料で実施しています。すべての市民に対しての無料化は、受益者負担の考え方や財政上の問題があります。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにして下さい。また、保護が必要な人には早急に支給して下さい。

(回答)

法に基づき、適切かつ迅速に対応しています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにして下さい。

(回答)

通達等に基づき、適切に執り行っています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答)

人事担当課に要望をしております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

(回答)

意見書が提出されております。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

市長会などを通じ国に対して要望書を提出していきます。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

(回答)

医療費無料制度の創設、国民健康保険の国庫負担金については全国市長会より国へ要望されています。また、妊産婦健診の補助金について継続および、補助金の拡充を要望します。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答)

国の施策であります。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答)

全国市長会より国へ要望されています。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

市長会などを通じて要望しています。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

(回答)

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(回答)

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答)

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。市単独では考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。

②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

(回答)

制度の見直し等があれば対応していきます。

以上

3. 子育て支援について

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受け付けは、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

1) 就学援助の対象基準

就学援助費認定取扱要領の抜粋

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、江南市に住所を有し、江南市立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者から、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

(1) 生活保護法の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税・減免又は固定資産税の減免並びに国民健康保険法に基づく保険税の減免・徴収の猶予

(ウ) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免

(エ) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給

(オ) 生活福祉資金による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) その他経済的理由

2) 申請の受付は、学校だけでなく市教育委員会の窓口でも受け付けています。